

令和7年度(第1回) 市有不動産売払案内書

売払いの方法については、一般競争入札方式を採用しておりますので、この案内書をよくお読みのうえ、それぞれ所定の手続きを行っていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

入札参加申込期間

令和8年1月 6日(火) から

令和8年1月30日(金) まで

受付場所：東温市役所3階 企画財政課

入札日

令和8年2月13日(金) 13:30

入札会場：東温市役所4階 402会議室

一般競争入札とは、

地方公共団体が不動産を売り払うときに行う方法で、参加者が購入しようとする金額を入札書に記入していただき、本市で設定した予定価格以上で、かつ最も高い金額で入札された方を落札者として契約の締結を行います。

東温市 総務部 企画財政課 管財係
〒791-0292 愛媛県東温市見奈良 530 番地 1
TEL：089-964-4401

目 次

1. 入札物件一覧
2. 主なスケジュール
3. 入札参加資格
4. 入札手続き
 - (1) 入札参加申込
 - (2) 申込上の注意事項
 - (3) 入札保証金について
 - (4) 入札当日に持参するもの
 - (5) 入札の無効
 - (6) 開札
5. 契約手続き
 - (1) 契約締結
 - (2) 売買代金の支払い
 - (3) 所有権移転及び物件の引き渡し
 - (4) 売買代金以外に必要となる費用

1. 入札物件一覧

物件の詳細は、物件調書をご確認ください。

物 件 番 号	所在	地番	地 目	面 積 (m ²)	予 定 価 格 (円)	入 札 日	入 札 時 間
1	東温市松瀬川字横灘	乙 1022 番 86	雑種地	24.00 m ²	180,308 円	令和 8 年 2 月 13 日 (金)	午後 1 時 30 分

2. 主なスケジュール

入札参加申込 令和 8 年 1 月 6 日 (火) 午前 8 時 30 分から

令和 8 年 1 月 30 日 (金) 午後 5 時 15 分まで

※申込書と必要書類を揃えて企画財政課まで提出してください。

↓

入札保証金の納付 令和 8 年 2 月 6 日 (金) まで

↓

入札・落札者決定 令和 8 年 2 月 13 日 (金) 午後 1 時 30 分

東温市役所 4 階 402 会議室

↓

契約締結 令和 8 年 2 月 20 日 (金) まで

※契約書については市から落札者へご案内いたします。

↓

売買代金の納付 令和 8 年 3 月 6 日 (金) まで

↓

所有権移転登記

※市において所有権移転登記手続きを行います。必要書類については市からご案内いたします。

3. 入札参加資格

入札参加者に必要な資格は、次のいずれにも該当しない方になります。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者
- ② 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項の規定により一般競争入札への参加を排除されている者
- ③ 市が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者
- ④ 市税等を滞納している者
- ⑤ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 3 第 1 項に規定する公有財産に関する事務に従事する職員
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴力団対策法」という。）第 2 条第 2 項に規定する暴力団及びその団体の構成員等警察当局から排除要請がある者

4. 入札手続き

（1）入札参加申込

入札参加希望者は、以下の要領により参加申込を必ず行ってください。以下の受付期間に参加申込を行っていない場合は、入札に参加することが出来ません。

受付期間 令和 8 年 1 月 6 日（火）から令和 8 年 1 月 30 日（金）まで

受付場所 東温市役所 3 階 企画財政課

提出書類 ①公有財産売却一般競争入札参加申込書

②添付書類（以下のとおり）

個人の場合

- ◎ 誓約書
- ◎ 住民票（抄本）
- ※ 外国人にあっては、外国人登録原票記載事項証明書
(東温市内在住者は、住民票の代わりに個人情報閲覧同意書で可)
- ◎ 未納がない証明書（市町村民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税等）
(東温市内在住者は、未納がない証明書の代わりに個人情報閲覧同意書で可)
- ※ いずれの書類も原本で、入札執行前3ヶ月以内に発行されたもの。

法人の場合

- ◎ 誓約書
- ◎ 商業登記簿謄本、法人登記簿謄本又は登記事項証明書
- ◎ 未納がない証明書（法人税、固定資産税等）
(東温市内に事業所がある業者は、未納がない証明書の代わりに個人情報閲覧同意書で可)
- ※ いずれの書類も原本で、入札執行前3ヶ月以内に発行されたもの。

（2）申込上の注意事項

- ①現地説明会は行いませんので、申込者は実地及び公法上の規則等を十分確認したうえ、申し込んでください。
- ②申込者は、「公有財産売買契約書（案）」の各条項をよく読んで参加してください。
- ③落札者の決定後、入札参加申込書に記載している入札参加者と異なる名義での契約及び登記は出来ません。
- ④郵送による入札参加申込は受付出来ません。

（3）入札保証金について

- ①金額
「1. 入札物件一覧」に記載の入札保証金額
- ②納付方法

市が発行する納入通知書により市が指定する金融機関に納付してください。

③入札保証金の取り扱い

- ・利息は付けません。
- ・落札者を除き、開札後に返還します。
- ・落札者の決定後、落札者が契約を締結しないとき、入札保証金は東温市に帰属します。

(4) 入札当日に持参するもの

- ①入札書（封筒に封入してください。封筒には「入札書」と記載する他、「物件番号」、「物件の所在地」、「申込者の氏名」を記載してください。）
- ②申込者の印鑑
- ③代理人による入札の場合は、委任状
- ④入札参加申込書の写し（受付印が押印してあるもの）

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ①入札参加者以外の者が入札をした場合
- ②入札について不正の行為があった場合
- ③指定の日時までに入札書が到達しなかった場合
- ④指定の日時までに入札保証金を納めない場合又は入札保証金の納付額が不足している場合
- ⑤金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名（代理人が入札する場合は、当該代理人の記名を含む。）がない場合
- ⑥同一事項の入札について2通以上の入札書を提出した場合
- ⑦他の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした場合
- ⑧入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した場合
- ⑨同一の入札書に2件以上の入札事項を連記した場合
- ⑩前各号のほか、特に指定した事項に違反した場合

(6) 開札

開札は入札者の面前で行います。入札者のうち、予定価格以上の最高の価格で入札した者を落札者とします。なお、落札者となるべき同価の入札者が2人以上あるときは、くじによって落札者を決定します。

5. 契約手続き

（1）契約締結

落札者は、落札決定の日から7日以内に本市所定の契約書により契約を締結していただきます。

（2）売買代金の支払い

落札者は、売買代金から契約保証金を差し引いた残金について、令和8年3月6日（金）までに、市が発行する納入通知書により納付していただきます。

（3）所有権移転及び物件の引き渡し

売買代金が完納されたときに所有権の移転があったものとし、現地での引き渡しは行いません。物件は現状有姿で、工作物や樹木なども含めた引き渡しとなります。

所有権の移転登記手続きは本市が行いますが、登録免許税などの諸費用は落札者の負担となります。

（4）売買代金以外に必要となる費用

- ①売買契約書に貼付する収入印紙
- ②所有権移転登記に係る登録免許税
- ③売買代金完納後の公租公課